

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

函南町長 仁科 喜世志

市町村名 (市町村コード)	函南町 (22325)	
地域名 (地域内農業集落名)	平井地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

対象地区は、平坦地に比較的多く農地があるが、圃場整備がされておらず、その他の農地は山間部に点在している。山間部の一部では法人による耕作が行われており、平坦地では中間管理事業により担い手が引き受けている農地もあるが、70歳以上の農家が所有する農地が全体の40%以上となっており、耕作が不便なこともあり5年後、10年後には耕作放棄地が増加すると予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

一定の品目への集約は難しい部分もあるが、地区農業会が積極的に認定農業者への集積を推進している地域もある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

傾斜地や山間地が多く、保全管理を進めていく地域が多くなる。農業利用が行われることを想定した箇所については、構造改善を実施しておらず耕作条件がよいとは言えないものの認定農業者に集積している地域もあるので、その地域については検討の余地がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
本地区で活動している認定農業者は12名であるが、認定農業者への集積を地区農業会が積極的に推進しており、継続する意向である。ニューファーマーの受け入れ体制を整える必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状、中間管理権を設定していないで使用している農地から、利用権設定を行い、中心経営体への集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
問題意識はあるが、地権者の同意が得られず実施が難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ニューファーマーの受け入れについては、地域の農業協同組合を含め関係機関と連携して積極的に行う必要がある。また農業法人誘致についても、地域の話し合いの中で方針が固まれば、提案をしていくこととなる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合及びライスセンターについては、農作業委託を拡大していくにも限界があるため、農業支援サービス事業者同士の相互の協力体制を整えられるように支援を検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--